

《07.川西地域(東部地区)》

参考様式第5-1号

十農林第 188 号
令和 6年 4月 22日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

十日町市長 関口 芳史

市町村名 (市町村コード)	十日町市 (152102)
地域名 (地域内農業集落名)	川西地域(東部地区) (東山、水口沢、中屋敷、上新井、沖立、伊友、高原田、坪山、霜条、鶴吉、上野、元町、星名新田、新町新田、下平新田、小根岸、三領、木落、寺ヶ崎、塩辛、仁田、野口、原田、根深、下原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月29日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

《地区の概要》

本地区は、旧川西町の水田面積の約70%を占め、関係農家の平均経営面積は水田0.9ha、畑0.1haと稲作主体の農業生産が中核をなしている。また、本地区は県営ほ場整備事業がほぼ終了し、集落ぐるみ型の生産組織体制が確立され、大型機械施設による効率的な共同作業が行われている。

閑田丘陵の東面傾斜地に位置する農地群では、通り作による水稻栽培が行われている一方で、長福寺沢溜池周辺、曾根川及び小海川流域山間部の未整備農地では、管理が行き届かず、林地や事実上の耕作放棄地となっている。農業用水の取水口に当たることから、適切な保全を継続していかなければならない。

《農作業の省力化》

将来的な農業労働力の減少に伴い大量の農地が供給されてくる一方、これまで農地の需要者となってきた認定農業者も高齢化し農地を引き受けきれない状況となりつつある。

ほ場整備がほぼ完了した平坦地域においても、今後、農地の出し手から大量の農地が供給されてくると見込まれる中で、農地の供給過剰への対応が急務となっている。

《川西有機センター》

本地区では、平成17年から各家庭、給食センター等の生ごみや有機未利用資源(きのこ廃菌床、籾殻、発酵豚糞)を主原料とした堆肥化事業に取り組んでいる。

《担い手の作業負担》

当地区は農村型の集落を基に形成されており、農業用施設(農道・水路等)の維持管理は受益者を中心とした共同活動により行われてきた。

しかし、全面委託農家の急激な増加(兼業農家の減少)など、関係農家の減少によりその機能維持に支障をきたしている。(兼業農家が担ってきた中間管理作業(草刈り除草、水管理、用排水路の維持管理等)が、徐々に担い手に集中)

《農業用施設》

第二次農業構造改善事業(S46~)を契機に、3つのライスセンターが建設され、広域的利用を進めてきた。

しかし、一部の機械設備は更新してきたものの、施設の老朽化により著しく処理能力が低下し、現状の荷受けに対応できなくなっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

《水稲》

魚沼産コシヒカリの高品質生産を主軸に、酒米や、飼料用米などの新規需要米の生産による水田のフル活用を図るとともに、法人及び個人農家も含め、早生、晩生品種を取り入れた作期分散に努める。

また、味へのこだわりを持った中で、有機栽培や県認証栽培、GAPの認証制度などを活用し、消費者ニーズを踏まえた農薬の適正使用や環境保全型農業による高付加価値化を図るとともに、昨今の猛暑・渇水対策として、高温に強いコシヒカリの導入を検討する。

《園芸》

米一辺倒の栽培ではなく、生産者と関係機関が連携した「かぼちゃ」や「ねぎ」などの1億円産地化に向けた取り組みを進める。

《そば》

そば品種「とよむすめ」は、平成15年に品種登録の申請(農研機構)が行われ、その翌年(16年)、許諾契約による栽培(種子生産)が川西地域で開始された。

品種登録された平成19年産からは、当地域で栽培するそばの品種は「とよむすめ」に統一しており、今後も品種特性の維持と品質向上に向けた取り組みを継続していく。

《通年雇用》

当地域において人員確保の妨げとなっているのは冬期間の雇用である。農業所得の向上と通年雇用を目指した地元農産物の加工販売と、冬期間の施設園芸による作物栽培の検討を進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	(川西地域全体)	1104.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	(川西地域全体)	1104.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】		— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
 なお、保全・管理等が行われる区域については、**具体的な取り組みが計画された場合**に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、**農業委員会の農地台帳等の面積**に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1) 農用地の集積、集約化の方針</p> <p>◇ 当地域の集落営農型法人は、今後ますますの増加が見込まれる全面委託をする農家(土地持ち非農家)の受け皿となり、地域農業のけん引役として期待されている。 このことから、中核的な担い手への農用地の集積を図りながら、大規模農家や法人が合理的でかつ効率的な農業経営ができる環境と多様な経営体とが共生できる環境作りを進める。</p> <p>◆ 地区ごとに組織された農業法人を中心に農業を担う者を含め、計画的かつ総合的な調整による集積を図る。 個別経営体の育成についても農地の利用集積や組織との農地の利用調整など、地域における話し合いを進め、特に換地と一体的な利用権設定を推進し、土地改良区との連携の中で担い手農業者が連坦的な条件下で効率的な生産を行えるよう農作業の合理化を進める。</p>
<p>(2) 農地中間管理機構の活用方針</p> <p>◇ 耕作放棄地が発生しないよう、農用地及び耕作者の状況の確認を行い、また、耕作放棄された農地については必要に応じて所有者との話し合いと、中間管理機構を活用した集積を検討していく。</p> <p>◆ 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地や、離農・規模縮小を希望する高齢農家等の農地に加え、利用権の設定期間が満了する農地等についてもリスト化を行い、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。 また、今後予想される相続者不明農地及び相続放棄農地については、農業委員会、農地中間管理機構等と連携し、耕作放棄地の解消に努める。</p>
<p>(3) 基盤整備事業への取組方針</p> <p>◇ 農作業の負担を軽減するとともに、限られた作付け期間の中で一人当たりの作業可能面積を拡大し、安全かつ高精度な農作業が可能となる作業環境の確保を目指す。</p> <p>① 用排水路の暗渠化とパイプライン整備事業の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水路の暗渠化(管路化)により、泥上げや草刈除草などの維持管理作業の省力化と転落リスクの軽減による安全性の確保を図る。 ・暗渠化した排水路の上部に農作業用道路(ターン農道)を設け、ほ場外での農業機械旋回による旋回時間の短縮、及び排水路横断によるほ場間移動の時間短縮を図る。 <p>② 中山間地ほ場(小区画・不整形)の基盤整備</p> <p>ほ場の大区画化と除草作業を考慮した基盤整備により農作業の安全性確保と省力化を進める。</p> <p>③ 排水対策等</p> <p>基盤整備に当たっては、高収益作物(園芸作物等)の導入に向けた排水対策(暗渠等)や土層改良(徐礫等)を実施する。</p> <p>④ 補助事業の活用</p> <p>基盤整備の推進に当たっては、農地中間管理機構とも協議した上で、補助事業を最大限に活用する。</p>
<p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>◇ 入り作農家や土地持ち非農家を含む農業者の検討会を継続し、担い手となる人材と連携しながら当地域の状況に沿った農地等の保全管理に取り組んでいく。</p> <p>◆ 小規模な兼業農家や、いきがい農業を行う高齢農家、及び土地持ち非農家等も補助労働力の提供等により、地域営農に欠くことのできない戦力となっている。 このことを踏まえ、地域全体としての発展に結びつくよう、その他の兼業農家等にも、農業関連法やその他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化、及び農業構造の再編の意義について理解と協力を求めていくこととする。</p>
<p>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>《無人ヘリ防除》</p> <p>無人ヘリによる防除は作業省力化による農家の労力軽減に加え、農薬のコスト低減や適期防除の徹底が図られ、品質の均一化にもつながっている。(株)千手、及び中魚沼NOSAIセンターによる無人ヘリ防除作業については、今後も委託を継続していく。 また、無人ヘリ防除作業の委託継続と併せ最近急速に普及しているドローン活用について、経費等収支バランスを見る中で、その導入を検討する。</p> <p>《TAC》</p> <p>みどりの食料システム戦略への対応や集落営農型法人の再編など農村課題の解決に向けて、JAの活動担当TAC(タック)を中心とした営農指導体制の強化を図る。</p>

以下任意記載事項(地域の实情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

≪①鳥獣被害防止対策≫

有害鳥獣の餌となる放任果樹の除去や収穫後の野菜くずを放置しないなど、被害の未然防止に努める。
また、鳥獣害防止柵の適正管理(補修・設置・撤去など)に加え、集落や農地と野生動物が生息する森林との境を明確にする有害鳥獣を誘引しない環境づくりを行う。

≪②有機・減農薬・減肥料≫

- ◆環境直払の活用
地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献していくため、「環境直払」の活用と推進を図る。
- ◆川西有機センター
消費者が求める安全・安心な良質米の産地づくりと付加価値の強化を図るためにも、家庭生ごみや有機未利用資源から生成した堆肥の活用を継続していく。

≪③スマート農業≫

- ◆スマート農業の推進
水路の暗渠化や農地の大区画化に併せ、作業の省力化、作業従事者の労力軽減に向けたスマート農業の推進を図る。(自動走行農機、農業用ドローン、自走式草刈り機の導入等)
- ◆自動給水栓
水田稲作において、水稻の生育状況に合わせた適切な水管理は重要であるが、ほ場の巡視や給水栓等の操作に多大な労力を要している。自動給水栓の導入により、農家の見回りや水管理操作労力の削減を図る。

≪④輸出≫

魚沼産コシヒカリを軸に、輸出用米の取組に努める。

≪⑦保全・管理等≫

- ◇ 中山間直払や多面的交付金を活用した中で、地域資源の適切な保全管理を推進することにより、多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるようにするとともに、担い手農家への農地集積を後押しする。
- ◆ 中山間直払と多面的交付金の活用に当たっては、農業者を中心に、地域住民や都市住民等の多様な主体の参加が得られるよう取り組む。

≪⑧農業用施設≫

- ◇ 施設整備を推進する上では作業の合理化が重要であるが、費用負担が少なく利用しやすい施設を目指し、地域における事業認知度の向上を図る。
- ◆ 必要となる施設(ライスセンターやカントリーエレベータ)の整備・再編は、高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化と合理化を図るものとし、補助事業の活用を念頭に置いて検討していく。
また、受益地は川西東部地区、西部地区及び当地区に隣接する地域を主たる範囲として検討を進める。

≪⑨耕畜連携≫

地域内未利用資源を堆肥化する川西有機センター(H17開設)は、稲作を主体とする地域内の農業法人と生産組合が構成員となる「管理組合」がその運営を行っている。また、籾すりの工程で発生する籾殻の一部は、豚糞の水分調整に利用し、生成された堆肥は構成組織自らがほ場への散布を行っている。
今後、省力作物(子実用トウモロコシ、マメ科牧草、稲WCS)の導入による畜産農家への飼料供給に取り組み、耕畜連携のサイクルを促進する。

《⑩その他》

◆法人間連携

コスト削減や人材の育成、そして周年雇用の確保など、集落営農型法人は様々な計画や課題を抱えている。集落内の人的、物的資源をフル活用するとともに、他の組織との互助、共助により不足する資源を補いながら経営発展に向けた法人間連携のさらなる強化を図る。

なお、10年先の将来では、農地の集積は自然的に進むと予想され、1戸当たりの経営耕地面積が増大するものと見込まれる。このことから、個人の認定農業者や1戸1法人といった担い手への農地の集積、集約化による規模拡大の推進と併せ、集落営農型法人の統合再編の促進を検討する必要がある。

◆籾殻処理

籾殻は廃棄が容易ではなく、農家にとっては費用のかかる廃棄物になっているため、その有効活用を検討する。

◆農福連携

多様な人材の活用の際し、作業工程の簡素化等に努め、農福連携への対応や強化に努める。

◆省力輪作体系

・面積当たりの労働時間が極めて少ない「省力作物」を組み入れた輪作体系を確立し、限られた労力で規模拡大を進める。

・稲WCS導入により、「水張り5年ルール」への対応を図る。

・省力作物による輪作例

稲WCS⇒マメ科(大豆、牧草)⇒子実用トウモロコシ⇒そば⇒稲WCS

